

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟

No. 13
2019年5月

2019年5月14日(火)から17日(金)までの4日間、

札幌地方裁判所で原発事故損害賠償・北海道訴訟の証人尋問が行われました。当初21名の予定でしたが、体調不良の方がおられ、最終的に尋問を受けたのは20名でした。曜日や時間帯によって、傍聴人の数に幅がありますが、多い時で50名以上、概ね毎回30名前後の方がいられていました。今回は、尋問のようすや全体を通して感じたことをお伝えします。

■主尋問（原告弁護士からの質問）

この裁判で原告は、「失われた暮らしそのもの」への賠償を求め、「抽象的規範的損害」という考え方で主張をすすめてきました。原告側弁護士からの質問は、その主張を裏付けるために、「事故前の暮らし、避難に至る経緯や理由、事故後の暮らし、事故により失ったもの」を原告本人の言葉で伝えられるよう導くものでした。「基本的には一問一答ですすめられる」と聞いていましたが、それぞれの陳述書の中から特に伝えたいことを印象付けるために、一人ひとりに合わせて考えられた質問のしかただと感じました。

ある原告の方の尋問で、「くやしいこともいっぱいあったけれど、当時はくやしくて、くやしくて、腹の立つこともいっぱいあったけれど、そういう気持ちを忘れていってしまう。もう、年だから、覚えていられないんです」と話した方がおられました。結婚して南相馬に暮らしていたその方は、南相馬での暮らしが本当に「楽しくて、楽しくて」と何度も仰っていて、その言葉からご夫婦で仲むつまじく暮らしていた様子が浮かびました。事故後、札幌に娘さんがいるので避難、ご主人もあとから合流したけれど、札幌になじめず体調も悪くなり南相馬

にもどったそうです。これまで二人で幸せに暮らしていたのに、離ればなれになってしまい、「毎日のように（ご主人から）電話がきて『さみしい、さみしい』』と言っている。自分も戻りたいけれど、もう90歳近いし、それまでは健康に過ごしていたけれど事故後は眠れず、体調も悪く、娘たちが1日2回は心配して電話をくれている状態で戻るのはためられる。メルトダウンしていたことや、まだ放射能が出ていると聞いているので戻るのは怖い。尋問を聞いていて胸が締め付けられるような思いでした。この方は、事故当時の気持ちを「覚えていられないんです」と仰いましたが、悲しみと寂しさが時間とともにどんどん深くなり、怒りや悔しさを飲み込んでしまったように感じました。

■反対尋問（被告代理人からの質問）

東電の反対尋問は、賠償額を少しでも減らすため、もしくは賠償を認めさせないことと、避難の相当性を否定することが目的だったように感じました。主位的主張として原告が求めた賠償金額は、*避難指示の有無や避難元地域にかかわらず、誰もがおなじように「これまでの暮らし」を失い、それを金額に置き換えた時に違いをつけられるものではない*、という考えのもと、一律請求をしています。当初から東電はそのことに反論してきました。その上で、反対尋問では、原告が二次的主張として提出している個別の損害内容に対し、細かな金額の確認や、自主的避難や避難指示解除後の避難の相当性が「ない」ことを印象付けるための質問を準備してきたのだと思います。

そもそも、原告が提出している個別の損害額は、ADRなど基準となる金額に基づき算出したものなので「実際にいくらかったか」というものではありません。そのことは、以前から説明されているにも関わらず、原告本人に「はい」と言わせたいがために、「いくらかかりましたか？そんなにかかってないですよ？」という主旨の質問をしているのだと、私は思いました。

避難の相当性については、当時の福島民報や市町村の広報誌を証拠として見せながら、「平成23年4月27日の新聞には、平成23年4月16日、福島市花見山のお花見で1万人の観光客などが集まって花見を楽しんだ、と掲載されていますがこのことを知っていますか？」とか「お子さんの学校で避難した人はいましたか？何人ですか？」「近所の方は避難しましたか？」といったことを質問していました。おそらく、「多くはもう日常生活を営んでいるのに避難をした」という印象を持たせたいのだと思いますが、北海道への避難者数のピークは2011年の夏であり、保養を行っていた全国の団体数や参加者数を考えると、事故直後のイベント情報はあまり意味のない質問だなあ、という印象でした。

国からの質問は、約10分と言う短い時間でした。東電と違って、質問の意図がわかりにくかったです。「北海道の他に、避難先として検討していたのはどこか？」「(事故直後などに一時避難した他県に) ずっといようとは思わなかったか？」「(置いてきた家財を) 拭いたり、汚染を取り除いて持ってこようと思わなかったのか？」「札幌に避難した理由は？」といった質問のほか、個別の避難状況などを確認していました。国は、どちらかという、尋問で焦点となっている損害論より、津波を予見できたかどうか、事故を防ぐことができたかどうかの責任論に力を入れているのかな、と思いました。

■百人百様の被害

20名の尋問を傍聴して、あらためて、事故によって受けた被害、損害は百人百様だと思い知らされました。生まれ育ち、これからも暮らし続けようと思っていた「地元」から避難せざるを得なかった方、定住の地、夢を実現させるために選んだ場所で被害を受けた方、北海道から福島第一原子力発電所での仕事のために単身赴任していたところ事故が起き被害を受けた方、職務上避難ができない夫を残し、母子避難した方、北海道出身で札幌に暮らす娘や息子に避難をすす

められてきた方、避難元で事業を再建しようと頑張っていたご家族を亡くされた方、お子さんが学校でいじめに遭われた方、避難後、家族を亡くされた方、ご自身や避難元に分かれて暮らす家族が体調を崩されている方、孫の代まで家族を守るために道内で自宅を購入した方、長年ともに活動してきた友を自死で失った方…今日、ここにすべてを書くことはできませんが、メモを取る手が止まってしまうほど、想像できていなかったことがおきていて、それは、この尋問の傍聴をしなければ知り得なかったことでした。

東電や国の尋問の中で、私が特に憤りを感じた質問は、札幌に子どもがいるご年配の原告に対して「子どもさんは家事などを手伝ってくれているか」「(子どもの) そばに暮らせて良かったですね、安心ですよ」「福島にいた時は子どもさんに何回会えましたか、今は何回会っていますか」という質問でした。北海道にくらすきっかけは原発事故で、親を心配し気遣った子どもが呼び寄せた結果です。戻らないのは、避難後に奥様を亡くされて一人になったことや、この8年の間に歳を重ねたこと、放射能汚染が気がかりなこと、避難元に病院が少ないこと、などです。子どものそばに暮らして安心なのは当たり前で、あたかも、「あなたは避難ではなくて、子どもの元に来て暮らしているんだよね」と言わんばかりの質問にひどく憤りを感じました。

すべての尋問を傍聴して感じたのは、原告の方一人ひとりが積み重ねてきた「時」の尊さです。時の経過とともに培ってきたそれぞれの経験や営み、人との出会いや別れ、喜びも悲しみも含めて織りなしてきた道の行く手に、原発事故は、不条理に立ちふさがったのだと感じました。この8年以上の間にたどってきた事故後の「時」の語り尽くせなさは、苛立ちや荒げた声、止まらない涙や、淡々と語る声の中から伝わりました。それが、裁判官にも伝わり、判決につながってほしいです。6月に非公開の進行協議がおこなわれたあと、最終弁論が9月10日(火)10時から行われ、裁判は結審します。傍聴人 金榮 知子